

国士舘イラク学術調査記録写真データベース利用規約

(目的)

第1条 この規約は、国士舘イラク学術調査記録写真データベース（以下データベース、略称 KAMI-PRDB）の公開利用に関して、必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規約において「データベース」とは、国士舘大学イラク古代文化研究所を中心として実施したイラクでの学術調査記録写真フィルムの情報の集合体であり、それらをインターネットを通じて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(データベースの公開方法)

第3条 データベースの公開は次の方法による。

1. 国士舘大学のサーバーもしくはシステムを用いた、ネットワーク経由による検索。
2. その他、国士舘大学イラク古代文化研究所所長の承認を得た方法。

(検索利用条件)

第4条 検索利用の条件は以下の通りとする。利用者は次の各事項を遵守しなければならない。

1. データベースの著作権を侵害しないこと。
2. 原則として、学術研究目的または教育目的の利用とする。
3. 原則として、営利を目的として使用しないこと。

(データベース利用条件)

第5条 データベースの写真およびデータを利用した研究成果を発表する場合、写真を出版もしくはインターネットのサイト等に利用する場合、利用者は次の各事項を遵守しなければならない。

1. データベースの元のフィルムの所有者である国士舘大学イラク古代文化研究所の所長に許可を得ること。なお許可の申請は以下の問い合わせページから行うこと。
<https://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/contact/index.html?ml=34>
2. 国士舘大学イラク古代文化研究所の提供であることを明記すること。
3. 当該出版物 1部を以下に送付すること。インターネット上の利用に関しては、当該サイトの URL を1のお問い合わせページで連絡すること。

送付先：

〒195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1

国士舘大学イラク古代文化研究所

4. 写真を加工して出版、もしくはインターネット上に利用する場合も1. 2. 3. の手続きをとること。
5. 人物写真については、個人情報、プライバシーの侵害に配慮すること。

(損害賠償等)

第6条 委員長は、データベースの不正利用、違法行為等で、データベース等に損害が生じた場合には、その行為者に損害の賠償を要求することができる。

(不正利用の防止)

第7条 データベースの利用に関し、不正利用・違法行為が行われた場合、または行われようとした場合、委員長はその利用者に対し、利用の中止を含む必要な対処を求めることができる。

(利用時間)

第8条 データベースの利用時間は原則 24 時間であるが、メンテナンス等が必要な場合、大学のシステムのメンテナンス等が必要な場合は、公開を停止することがある。

(利用料金)

第9条 第 5 条の利用は無償とする。第6条の利用も原則無償とする。有償の場合は別に定めるものとする。

(データベースの管理)

第10条 データベースの管理は、国土舘大学イラク古代文化研究所の管理とする。

(その他)

第11条 データベースの紹介記事を発表する場合は、当該紹介記事を委員長宛コピー1部送付すること。インターネット上での紹介記事は、当該紹介記事の URL を第 6 条の 1 のお問い合わせページから連絡すること。

送付先：

〒195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1

国土舘大学イラク古代文化研究所、データベース作成委員会委員長

(補則)

第12条 この利用規約に定めるものの他、データベースの公開および利用に関する事項は、委員長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成23年10月1日から施行する。

この規約は、規程から規約に改訂し、令和2年4月1日から施行する。